更生手続終結

平成６年（ミ）第２号

秋田県湯沢市相川字十文字125番地、認可決定時の住所秋田県雄勝郡雄勝町寺沢字中川原１番地の21

更生会社　株式会社秋田電設

1　決定年月日　平成22年10月５日

2　主文　本件更生手続を終結する。

3　理由の要旨　更生計画が遂行された。

東京地方裁判所立川支部

包括的禁止命令

平成１８年（再）第１号

千葉県山武市横田1068番地８

再生債務者　ジャパデント株式会社

主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成22年10月５日

千葉地方裁判所八日市場支部

監 督 命 令

平成２２年（再）第２８号

大阪市中央区西心斎橋２丁目２番３号

再生債務者　大和システム株式会社

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　大阪市北区西天満４丁目７番１号　北ビル１号館204号室　北総合法律事務所　弁護士　出水　　順

3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成22年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令変更

平成２１年（再）第１号

佐賀県鹿島市大字井手1465番地

再生債務者　株式会社ヨシダコーポレーション

主文　平成21年７月29日付け監督命令を次のとおり変更する。

10　再生計画認可決定確定後は８（監督委員の同意が必要な行為）を次のとおり変更する。

⑴　次の不動産（同不動産における営業を含む）の取得、別除権ないし担保権の受戻、賃借、賃貸に関する行為

ア　土地

所　　在　佐賀県鹿島市大字井手字参の柳

地　　番　1465番

地　　目　宅地

地　　積　998.34平方メートル

イ　建物

所　　在　佐賀県鹿島市大字井手字参の柳1465番地

家屋番号　1465番の１

種　　類　居宅・店舗・料理店

構　　造　鉄骨造陸屋根スレート葺３階建

床 面 積　１階　258.93平方メートル

２階　267.59平方メートル

３階　　9.92平方メートル

ウ　建物

所　　在　鹿島市大字井手字参の柳1465番地

家屋番号　1465番の２

種　　類　倉庫

構　　造　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

床 面 積　１階　56.26平方メートル

２階　56.26平方メートル

エ　土地

所　　在　鹿島市大字井手字二の谷

地　　番　442番２

地　　目　雑種地

地　　積　279平方メートル

⑵　⑴以外の重要な財産の処分及び譲受け（ただし、常務に属する財産の処分及び譲受けを除く。）

⑶　多額の借財及び保証

⑷　重要な財産に関する訴えの提起

⑸　その他裁判所が指定する行為

11　再生計画認可決定確定後は９（監督委員への報告が必要な行為）を次のとおり変更する。

⑴　再生債務者の会社組織変更に関する行為

⑵　その他裁判所が指定する行為

平成22年９月22日　佐賀地方裁判所武雄支部

決議に付する決定

平成２２年（再）第１号

群馬県伊勢崎市波志江町4126番地15

再生債務者　阪東電機株式会社

1　決議に付する計画案　平成22年９月10日付け再生債務者提出の再生計画案

2　書面投票期間　平成22年12月１日まで

3　議決権不統一行使の通知期限　平成22年11月17日

平成22年10月１日　　前橋地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１８年（再）第１号

千葉県山武市横田1068番地８

再生債務者　ジャパデント株式会社

1　主文　本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ずる。

2　保全管理人　千葉市中央区本千葉町１－１　日土地千葉中央ビル10階　村上・湊法律事務所　弁護士　湊　　弘美

3　廃止の理由の要旨　本件再生手続において、再生計画が遂行される見込みがないことが明らかになった。

平成22年10月５日

千葉地方裁判所八日市場支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３６号

北海道小樽市赤岩２丁目10番17号

再生債務者　柴田　依子

1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月26日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月９日から平成22年11月16日まで

札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（再イ）第７９号

茨城県小美玉市川戸359番地２

再生債務者　笹目　正勝

1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月26日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月９日から平成22年11月30日まで

水戸地方裁判所

平成２２年（再イ）第１６０号

埼玉県川越市大字寺尾215番地６

再生債務者　丸山　弘之

1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月26日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月９日から平成22年11月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第１６２号

埼玉県入間市扇台３丁目４番５号　フレグランスセキリキ102

再生債務者　河野　孝一

1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月26日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月９日から平成22年11月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部